

口座の売買・譲渡・譲受・レンタルは犯罪です

- 当金庫は、口座の売買・譲渡・譲受・貸借(レンタル)されたと判明した場合は、口座の利用停止や解約等の措置をとるとともに、行政庁への届出を行います。
- 口座が特殊詐欺等の犯罪に悪用されていることが判明した場合も同様に、口座の利用停止や解約等の措置を取るとともに、警察へ通報し、捜査にも全面的に協力します。
- 口座の売買・譲渡等が発覚した場合、当金庫にお持ちの全ての口座が利用停止となるほか、将来にわたり、全ての金融機関において新たな口座の開設ができなくなる可能性があります。

手軽に高収入バイト？
口座を作るだけでこんなにお金がもらえるの？

もう使ってないし…
この口座、欲しい人に貸していいかな

それ、
犯罪
です！

口座を売ったり貸したりすると罪になります！

他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。

不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください

金融庁
Financial Services Agency

警察庁
National Police Agency

QRコード

北見信用金庫